

吉賀町 こども計画

令和7年3月
吉賀町

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画の概要.....	1
2 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向.....	3
第2章 こども・子育てを取り巻く環境.....	6
1 統計からみる現状.....	6
2 各アンケート調査からみる現状.....	12
3 こどもの意見聴取.....	15
第3章 基本的な考え方.....	19
1 基本理念.....	19
2 基本視点.....	20
3 基本目標.....	21
第4章 施策の展開.....	23
基本目標1 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援.....	23
基本目標2 子育て・教育にかかる支援の充実.....	31
基本目標3 支援が必要なこども・若者への支援.....	36
基本目標4 こどもまんなか社会の実現に向けた意識醸成.....	43
第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	44
1 新制度における保育の必要性について.....	44
2 こどもの人口推計結果.....	45
3 幼児期の教育・保育提供区域の設定.....	45
4 子ども・子育て支援給付.....	46
5 地域子ども・子育て支援事業.....	47
第6章 計画の推進体制.....	55
1 計画の推進及び点検・評価.....	55

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年に「子ども・子育て3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

吉賀町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」と「次世代育成支援行動計画」を一体化した「吉賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的に各事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる対策が求められています。

令和5年4月1日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次世代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「吉賀町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情及びこども基本法等を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を継承し、「第3期吉賀町子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村子ども・若者計画」、「市町村こどもの貧困計画」を含んだ計画として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ・対象

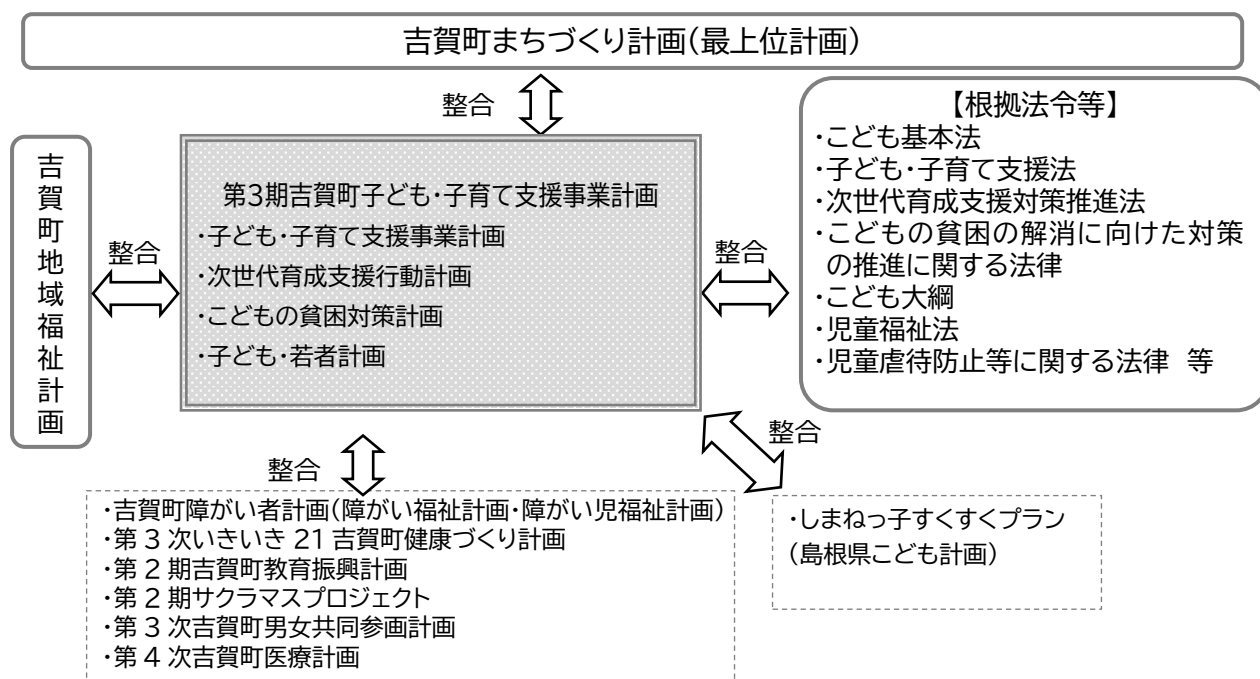
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。加えて、本町の最上位計画である「吉賀町まちづくり計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

本計画は、こどもに関わる全ての町民を対象とします。また、支援の対象は、原則として生まれる前の妊娠期から満39歳になった最初の3月31日までのこども・若者とその家庭とします。

■包含する計画と根拠法

- ① 市町村こども計画(こども基本法第10条第2項)
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ③ 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ④ 市町村におけるこどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定)
- ⑤ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)

■関連計画



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、中間年度にあたる令和9年度に見直しを行います。

■計画期間

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画					本計画				
		中間 見直し					中間 見直し		

2 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

① こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- ⑥ 施策の総合性を確保すること

～ こどもまんなか社会とは ～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」。

② こどもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、「価値観の多様化」等、こどもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、こどもたちにとっても「自分の居場所」があることはウェルビーイングで成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域において「居場所づくり」に関する取り組みが実践されていることから、更に推進していくため、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方を示しています。

（２）こども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年５月には、３歳から５歳児については原則として全ての世帯で、また０歳から２歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年１０月から施行されています。

また、令和６年１０月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策を実施するとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

（３）次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成１７（２００５）年度から１０年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援対策のための行動計画の策定を義務づけ、１０年間の集中的・計画的な取組を推進してきました。１０年間の延長後、令和６（２０２４）年に改正されさらに１０年延長となり、行動計画の見直しや数値目標の設定の義務づけなどが盛り込まれています。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

（４）こどもの貧困対策

平成２６年１月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年６月に改正され、その目的・基本理念に、こどもの「現在」及び「将来」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、こどもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村によるこどもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

(5) こども・若者支援

一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次世代の社会を担うことができるようになることをめざして、平成 22 年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和3年4月に策定された第3次の同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の5つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5つの基本的な方針が設定されています。

【5つの基本的な方針】

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

第2章 こども・子育てを取り巻く環境

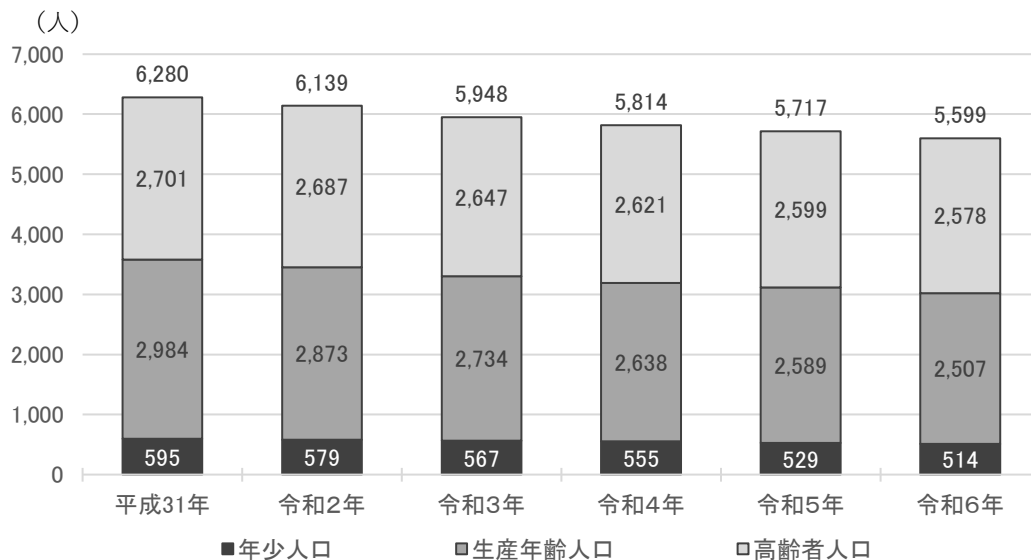
1 統計からみる現状

(1) 本町の人口の状況

① 人口の推移

令和6年の本町の人口は 5,599 人で、平成 31 年の 6,280 人と比較して、681 人減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳人口(各年3月末日現在)

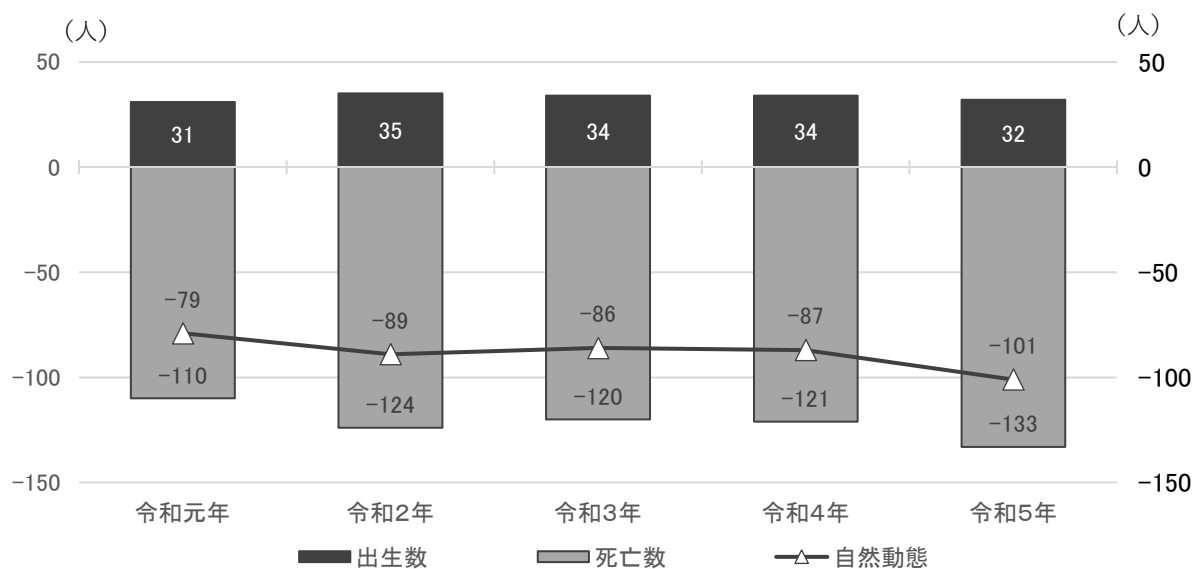
(2) 社会動態の状況

① 自然動態・社会動態の推移

過去5年間の出生数はほぼ横ばいで推移し、令和5年には32人となっています。死亡数は増減を繰り返し、令和5年には133人となっています。全ての年で死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。

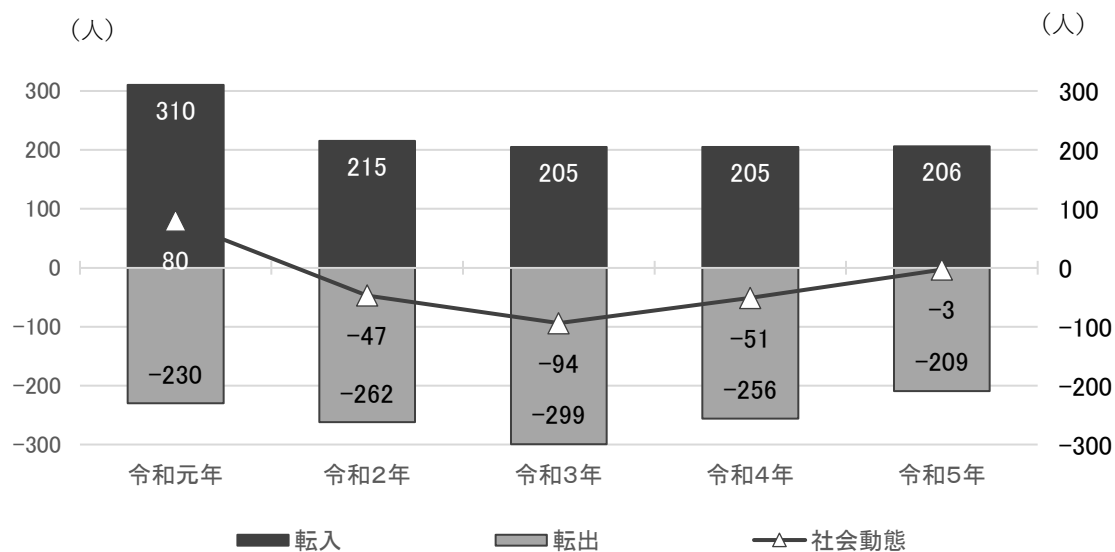
過去5年間の転入者数・転出者数は減少傾向で推移しています。社会動態は、増減を繰り返していますが、令和元年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。

■自然動態の推移



資料：島根の人口移動と推計人口(島根県政策企画局統計調査課)基準10月1日

■社会動態の推移

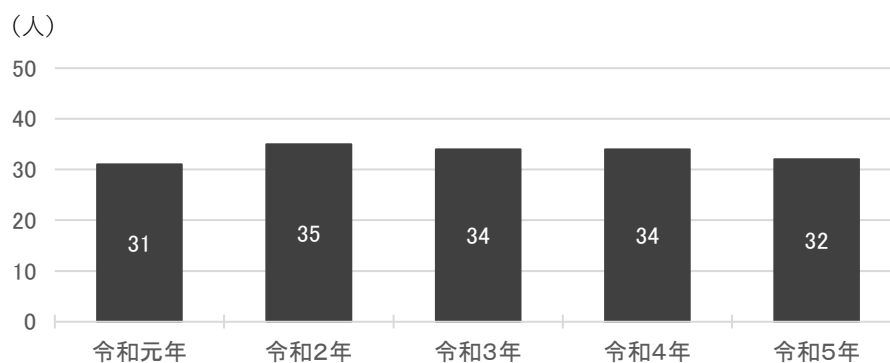


資料：島根の人口移動と推計人口(島根県政策企画局統計調査課)基準10月1日

(3) 出生数・妊産婦の状況

出生数については、令和元年時点からほぼ横ばいで推移しています。多子等の出生状況は、各年度、「第2子」、「第3子」の割合が約3割前後で割合が高くなっています。出産時の年齢では、「30～34 歳」の層の割合が高く、高齢出産といわれる 35 歳以上で出産される方の割合も一定数あります。

■出生数の推移



資料：島根の人口移動と推計人口(島根県政策企画局統計調査課)基準10月1日

■多子等出生状況

単位：人、%

	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	合計
令和2年度	10	12	11	2	0	35
	28.6	34.3	31.4	5.7	0.0	100.0
令和3年度	9	12	10	3	0	34
	26.5	35.3	29.4	8.8	0.0	100.0
令和4年度	9	10	10	4	0	33
	27.3	30.3	30.3	12.1	0.0	100.0
令和5年度	9	6	11	2	0	28
	27.3	18.2	33.3	6.1	0.0	100.0

資料：吉賀町保健福祉課

■妊婦の出産時の年齢

単位：人、%

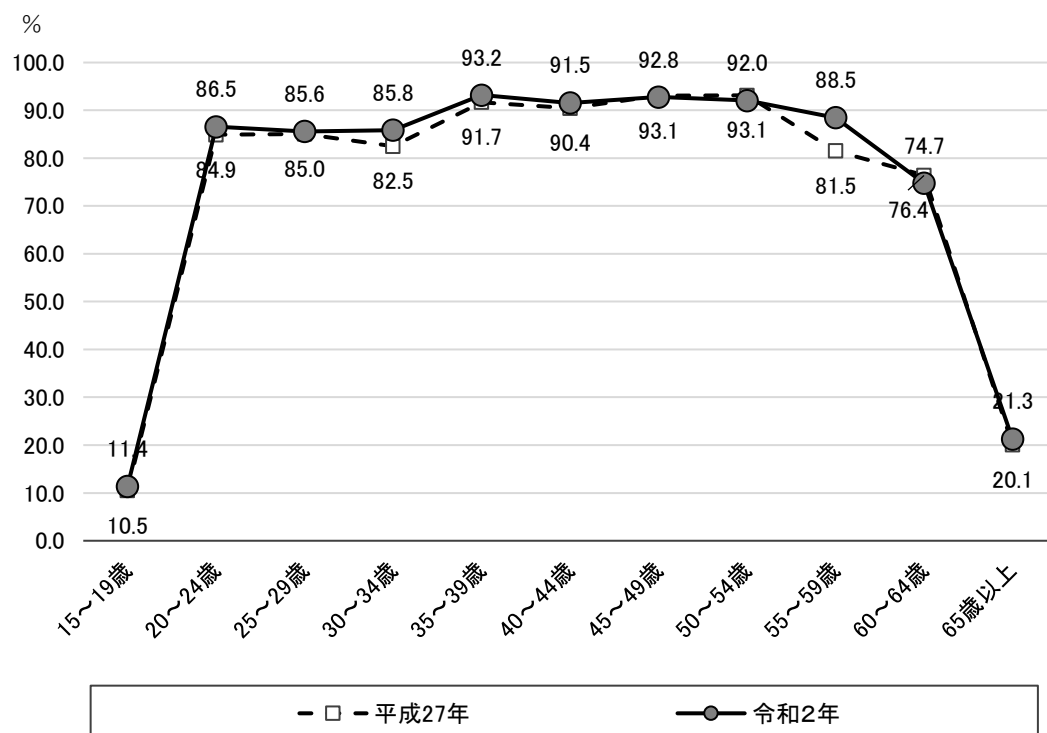
	～20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～	合計
令和2年度	0	1	10	17	6	1	35
	0.0	2.9	28.6	48.6	17.1	2.9	100.0
令和3年度	0	3	12	12	6	0	33
	0.0	9.1	36.4	36.4	18.2	0.0	100.0
令和4年度	0	3	5	16	7	1	32
	0.0	9.4	15.6	50.0	21.9	3.1	100.0
令和5年度	0	1	6	12	6	3	28
	0.0	3.1	18.8	37.5	18.8	9.4	100.0

資料：吉賀町保健福祉課

(4) 就労の状況

本町における女性の就業率は、平成 27 年と令和2年を比較するとほとんどの年代で上昇しており、女性の就労が進んでいることが分かります。

■女性の就業率



資料：国勢調査

(5) 幼児人口構成の推移

幼児人口構成については、平成 27 年以降増加傾向で推移していましたが、令和2年をピークにその後は減少し、令和6年には平成 27 年とほぼ同数の 198 人となっています。

■幼児人口構成の推移

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成 27 年	34	41	36	33	30	25	199
平成 28 年	43	36	37	36	34	30	216
平成 29 年	27	45	37	35	40	35	219
平成 30 年	55	29	46	40	36	39	245
令和元年	32	54	30	44	41	36	237
令和2年	40	31	53	33	44	44	245
令和3年	35	44	28	50	31	43	231
令和4年	32	38	42	27	48	29	216
令和5年	34	32	37	41	27	48	219
令和6年	25	36	32	35	42	28	198

資料：住民基本台帳人口(各年3月末日現在)

(6) 子育て支援施設や事業所の状況

保育所(認可保育所・小規模保育所)の利用児童数の合計は、増減を繰り返しながら推移しています。保育所では「双葉」、「町外」の利用児童数は増加しています。小規模保育所では、「木部谷」、「朝倉」は令和3年度をもって、閉所となっています。

年齢別の入所状況では、「1・2歳」、「4歳児以上」の利用が多くなっています。

①保育所（認可保育所・小規模保育所）の現状

■入所状況(年間平均利用児童数)

単位:人

	保育所					小規模保育所			合計
	双葉	六日市	七光	かきのき	町外	木部谷	朝倉	町外	
令和元年度	58	51	45	43	2	4	1	2	206
令和2年度	79	48	45	41	2	3	休所	0	218
令和3年度	87	49	37	38	3	閉所	閉所	3	217
令和4年度	73	51	38	32	7			0	201
令和5年度	77	48	34	38	10			0	207

■定員数

単位:人

	保育所				小規模保育所		合計
	双葉	六日市	七光	かきのき	木部谷	朝倉	
令和元年度	60	40	40	40	12	12	172
令和2年度	60	30	30	40	12	休所	200
令和3年度	80	40	40	40	閉所	閉所	210
令和4年度	80	40	40	40			200
令和5年度	80	50	40	40			210
令和6年度	80	50	30	40			200

4月1日を基準

■年齢別入所状況

単位:人

	0歳	1・2歳	3歳	4歳児以上	合計
令和元年度	27	81	43	76	227
令和2年度	39	79	32	87	237
令和3年度	38	72	52	71	233
令和4年度	27	77	29	78	211
令和5年度	34	65	42	80	221

3月1日を基準、小規模保育所は除く

②放課後児童クラブ 登録者数

放課後児童クラブの登録者数は、増減を繰り返し推移しています。

七日市第一放課後児童クラブ及び七日市第二放課後児童クラブは、利用人数の減少により、令和5年度から「七日市放課後児童クラブ」という名称で統合し、運営しています。

■年齢別入所状況

単位：人

	蔵木	六日市 第一	六日市 第二	朝倉	七日市 第一	七日市 第二	柿木 第一	柿木 第二	合計
令和元年度	14	27	34	23	16	17	14	35	180
令和2年度	16	25	34	17	15	19	20	28	174
令和3年度	19	26	29	14	13	25	19	25	170
令和4年度	20	21	48	18	12	19	23	25	186
令和5年度	20	30	41	19	29		15	29	183

3月1日を基準

2 各アンケート調査からみる現状

(1) 調査の実施概要

各アンケート調査の概要は以下のとおりです。

① 子育て支援ニーズ調査

■実施概要

調査対象者	令和 5 年 12 月現在、本町に住んでいる就学前・小学生の児童を持つ保護者
対象数	就学前児童 163 人 小学生児童 98 人
調査期間	令和 6 年 1 月 12 日(金)～令和 6 年 1 月 29 日(月)まで
調査方法	郵送・Web による配布回収

■回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	163 件	101 件	62.0%
小学生保護者調査	98 件	65 件	66.3%
合計	261 件	166 件	63.6%

② 団体ヒアリング調査

■実施概要

調査対象者	本町内にある保育園など団体や事業所
調査期間	令和 6 年 10 月 25 日(金)～令和 6 年 11 月 8 日(金)まで
調査方法	郵送・Web による配布回収

■回収結果

	回収数
関係団体(支援者・当事者)	4 件
事業所	11 件
合計	15 件

(2) アンケート調査から見てきた現状と課題

① 家庭の状況

- 小学生保護者では配偶者のいない家庭が1割を超えています。また、小学生保護者ではこどもを見てもらえる親族・知人のいない割合が1割以上となっています。
- 「フルタイム」で就労している割合は、就学前児童保護者では、父親の83.2%、母親は45.5%、小学生児童保護者の場合は父親の83.1%、母親は66.2%となっています。
- 「就労時間」について、就学前保護者・小学生保護者の母親のパート・アルバイト等での就労割合に変化がなく、フルタイムで働いている方はそのままフルタイムに復帰しており、はじめからパート・アルバイト等で働いている方はパートタイム・アルバイトを続けていることが予想されます。
- 就学前保護者の父親では1日の就労時間が10時間以上である割合が約2割近くとなっています。



- 共働き家庭も多く、働きながら子育てもしやすい、子育て支援の充実と地域による支援が必要です。
- 仕事と家庭生活の両立が図られることが求められます。

② 教育・保育事業の状況

- 今後利用したい教育・保育サービス事業について、認可保育所が約8割弱で次いでファミリー・サポート・センターが約1割弱となっています。
- サービス認知度について、「家庭教育に関する学級・講座」や「教育相談センター・教育相談室」の認知度が低く、「母子手帳アプリ母子モ」についても5割を下回っています。
- 今後利用したいサービスについて、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「こころパスポート」を除くと「子育ての相談窓口」が比較的高くなっています。
- 一時預かり等のサービスを利用したい割合は35.6%で行事や家族の病気等の理由が比較的高くなっています。
- 事業所調査では、人材育成の必要性や、給与面の改善・働ける場の確保が必要と意見がありました。



- 就労している保護者に対する教育・保育事業のニーズは高く、働き続けながらこどもを産み育てられる子育て支援策の充実が求められています。
- 子育て相談に対するニーズは高いため、相談窓口の機能の充実・周知が求められます。

③ 放課後児童クラブの状況

- 低学年時の放課後児童クラブの利用希望は7割で、パート・アルバイト等の方の利用ニーズが高くなっています。
- 高学年時の放課後児童クラブの利用希望は5割程度となっています。
- 放課後児童クラブの土曜日の利用意向は約3割、日曜日の利用意向は約2割となっています。



○共働き家庭も多いため、放課後児童クラブの利用希望が高まっています。
○こどもが安心して過ごせる居場所であるとともに、遊びや学びの場としての役割が期待されます。

④ 仕事と子育ての両立

- 母親では、小学生保護者（こどもが6歳以上）に対して、就学前保護者（こどもが5歳以下）は、育児休業を「取得した（取得中である）」割合が30ポイント増加しており、数年のうちでも育児休業取得率が増加しています。
- 父親は母親に比べて育児休業取得率は低いものの、母親と同様に小学生保護者の育児休業取得が3%なのに対して、就学前保護者の育児休業取得率が16%と増加しています。
- 父親が育児休業を取得しなかった理由の上位4つめに、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と2割以上が回答しています。



○仕事と子育てを両立しながら、企業等の働き方改革等を通じた父親の育児休業取得の促進や、育児参加を増やすための取り組みが必要です。

⑤ 子育て全般

- 子育てに必要と感じるサポートは就学前、小学生ともに「医療機関の整備」次いで「労働環境の整備」となっています。
- 町内の生活で困ることで、就学前保護者は「買い物や用事などの合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所がない」、小学生保護者は「公園など、こどもを安心して遊ばせることのできる場所がない」が最も高い意見となっています。
- 団体調査では、親子や若者が楽しめる子育て等のイベント（支援者と顔の見えるつながり）が必要との意見がありました。



○こどもや親の居場所（過ごす場所）の充実が求められています。
○就学前、小学生ともに、医療機関の整備に対するニーズが高く、その地域で安心して育てられるよう体制整備が求められます。

3 こどもの意見聴取

(1) こども・若者参加の取り組み

① 趣旨

こども基本法の趣旨やこども大綱を踏まえ、こどもや若者の視点による多様な意見を把握するため、こどもや若者の意見を直接お伺いし、施策への反映へつなげる取り組みです。

② 実施概要

■実施概要

調査対象者	令和6年12月現在、本町に住んでいる小学生・中学生・高校生
対象数	小学生:70 人 中学生:90 人 高校生:66 人
調査期間	令和7年1月14日(火)～令和7年1月24日(金)まで
調査方法	Web による回収

■回収結果

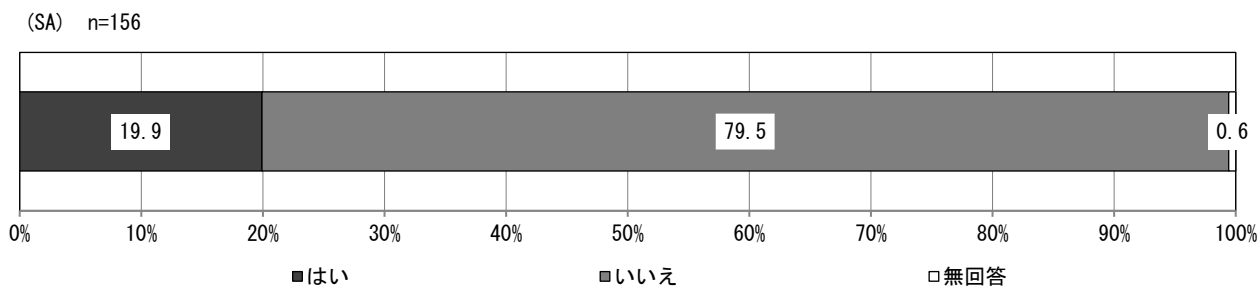
	配布数	回収数	回収率
小・中学生	160	156	97.5%
高校生	66	49	74.2%

(2) 主な結果

① 悩みについて

今、悩んでいることや困っていることはありますか？ (SA)

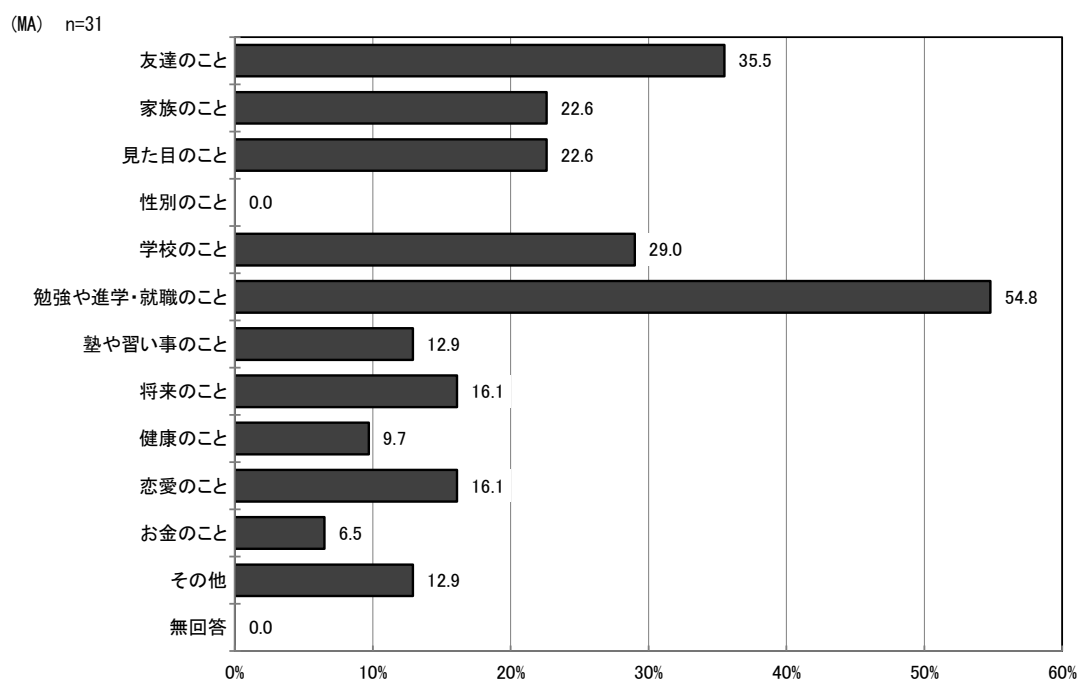
「はい」は 19.9%、「いいえ」が 79.5%となっています。



前問で「はい」と答えた方

問4-2 それはどんなことですか？ (MA)

「勉強や進学・就職のこと」が 54.8%で最も高くなっています。次いで「友達のこと」が 35.5%、「学校のこと」が 29.0%が続いています。

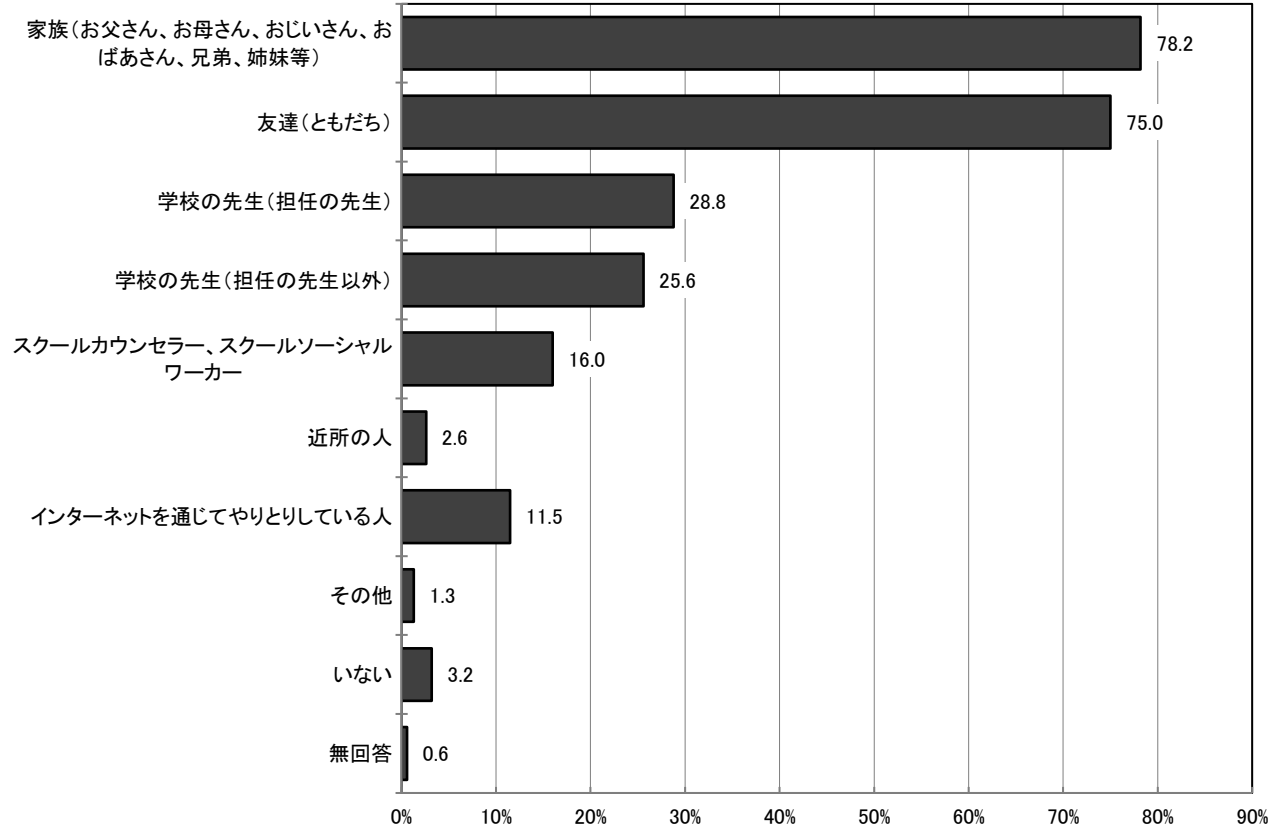


② 相談先について

あなたは、悩んでいる時や困っている時に頼ったり、相談できる人はいますか？(MA)

「家族(お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、兄弟、姉妹等)」が78.2%、「友達(ともだち)」が75.0%で群を抜いて高くなっています。「学校の先生(担任の先生)」が28.8%で続いています。

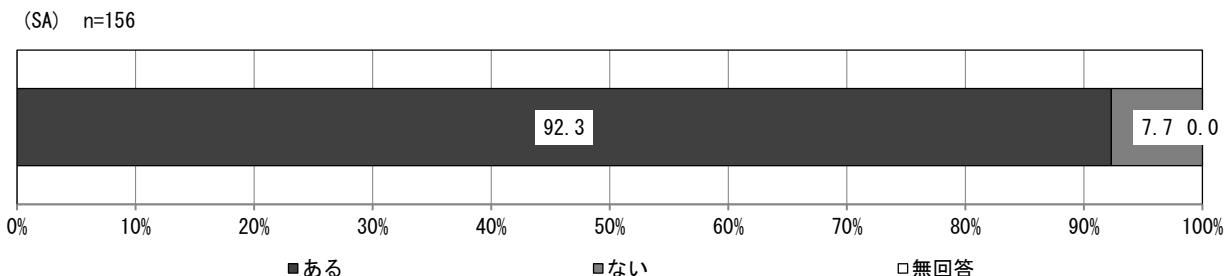
(MA) n=156



③ 安心できる場所について

あなたには、ほっとできる場所や安心できる場所（「ここにいたい」と感じる場所）
 ありますか？ (SA)

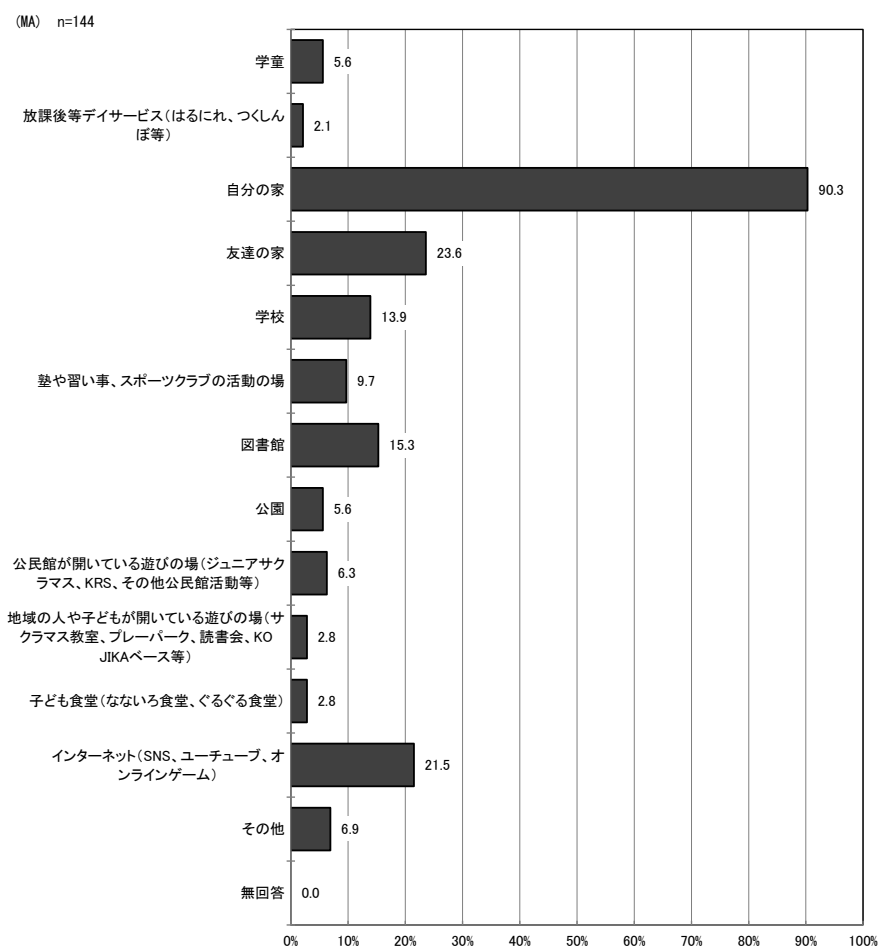
「ある」が 92.3%を占めています。



前問で「ある」と答えた方

問 9－2 それはどんな場所ですか？ (MA)

「自分の家」が 90.3%で突出しています。「友達の家」が 23.6%、「インターネット(SNS、ユーチューブ、オンラインゲーム)」が 21.5%で続いています。



第3章 基本的な考え方

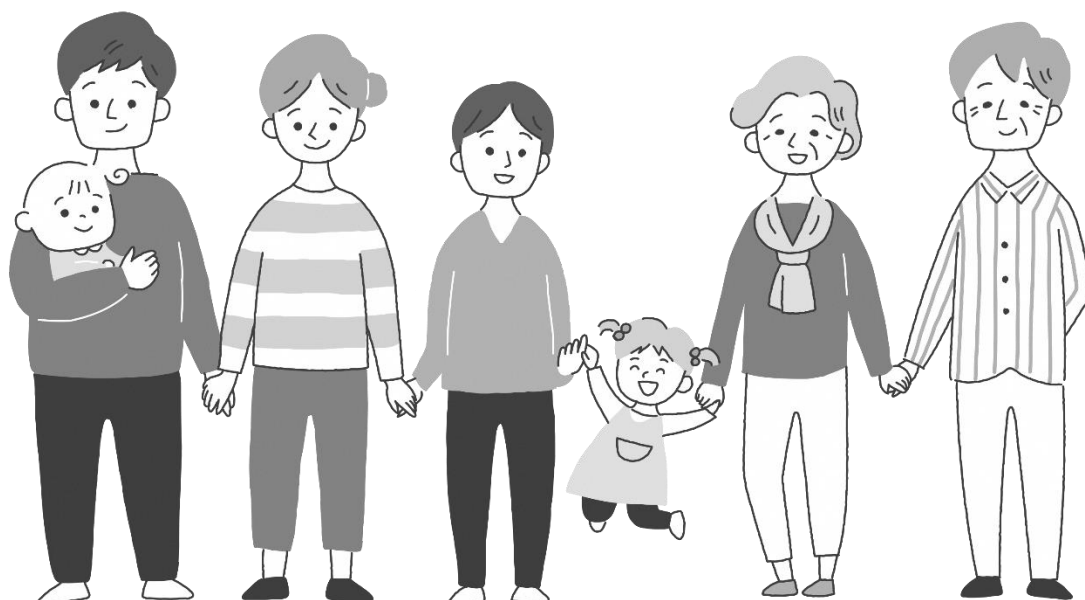
1 基本理念

本町では、「第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画」において、「安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、生きることには喜びを感じるまちづくり」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

本計画においても、引き続き、基本理念を踏襲し、国のめざす「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組みを推進します。

■基本理念

安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、
生きることには喜びを感じるまちづくり



2 基本視点

基本理念の実現に向け、以下の3つの視点を基本としながら、計画を推進します。

視点1 こどもの個人としての尊重と権利の保障

「こどもまんなか」の考えの下、全てのこども・若者の人格・個性を尊重し、自己選択・自己実現を支援します。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取り組みや支援を進めます。

視点2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援の整備

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、こどもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

また、社会全体でこども・若者を応援する機運を醸成することで、あらゆる分野でこども・若者や子育てをする人が安心できるまちを実現します。

視点3 全てのこども・若者が幸せを感じられる社会環境の整備

どのような環境にあっても、本町に生まれ育つこども・若者が健やかに成長することができ、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう支援します。

経済的な困難や障がいの有無、いじめやひきこもり、孤独・孤立などの、様々な状況にあるこどもや若者とその家族の声を聴き、必要な支援について取り組みを進めます。

3 基本目標

本計画において「基本理念」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、親子の健やかな育ちや、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援、思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

また、こども・若者が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標2 子育て・教育にかかる支援の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う子育て・教育の支援の充実を図るとともに、この地域で安全に生活が送ることができ、子育てしやすい環境づくり、こどもの居場所づくりを充実させます。

基本目標3 支援が必要なこども・若者への支援

いじめや虐待、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

基本目標4 こどもまんなか社会の実現に向けた意識醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、その重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える意識づくりを行います。

■施策体系

基本目標	施策
1 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援	1 楽しく子育てできるための支援
	2 安心して妊娠・出産するための支援
	3 結婚・子育ての希望を叶えるための支援
	4 こども・若者の健康づくりの推進
2 子育て・子育て・教育にかかる支援の充実	1 こども・若者の居場所づくり
	2 子育てしやすい就労環境づくり
	3 豊かな自然を活用した子育ての支援
	4 学校教育との連携
	5 こどもの安全確保
3 支援が必要なこども・若者への支援	1 虐待の防止、早期発見
	2 こどもの貧困対策
	3 様々な問題を抱えるこども・若者への支援
4 こどもまんなか社会の実現に向けた意識醸成	1 こども・若者の意見反映の基盤づくり

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援

施策1 楽しく子育てできるための支援

① 子育て家庭の育児に関する支援拠点の整備

誰もが安心してこどもを育てられる環境とするため、保育所未入所の子育て家庭の育児に関する支援拠点として次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン)	地域における子育て活動を支援するとともに、子育て家庭の育児に関する支援を行う拠点として吉賀町子育て交流サロンを設置しています。保育所未入所の子育て世帯に対し、身体測定・親子での制作活動・成長記念写真撮影等の活動による親子の交流場を提供し、育児相談、子育て等に関する情報を提供します。	保健福祉課

② 子育てに関する相談体制の確保

子育てに関する相談体制の充実、親が育児の不安や悩みを早期に解消し、専門的な支援につながるためには必要不可欠です。安心して子育てに関する様々な相談ができる体制づくりに取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業 (吉賀町こども家庭センター)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように吉賀町こども家庭センターを保健福祉課内に設置（令和6年4月1日設置）しました。 統括支援員を中心に社会福祉士、保健師、助産師等の専門職が連携しての相談支援を行います。	保健福祉課

③ 親子の心のつながりを深める支援

親子の心のつながりを深める支援として次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
バースデイ・ブックプレゼント事業	親子の心のつながりを深め、本に親しむきっかけづくりを目的に、満1歳、満3歳及び満5歳になるこどもに絵本をプレゼントします。	保健福祉課

施策2 安心して妊娠・出産するための支援

① 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

母親と赤ちゃんの健康と生命を守るため、そして母親が身体的・精神的に安心して過ごせる環境を整えるために助産院や医療機関と連携をより強化し、相談体制の充実や、各種助成による妊産婦の負担軽減、子育てに対する地域全体での応援の推進等、各種事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
妊娠届出時の面談 (母子手帳発行時)	安心して妊娠・出産できるよう妊娠届出時に助産師または保健師による丁寧な面談を実施します。質問紙によるメンタルヘルスチェックを実施し、支援が必要な妊婦の把握と早期支援を実施します。	保健福祉課
妊婦訪問・面談	全ての妊婦を対象に、妊娠中期及び後期に面談または訪問し、妊娠中の過ごし方について保健指導を実施します。	保健福祉課
産後訪問・面談	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）以外にも、新生児期・離乳食開始・仕事復帰前などの節目のタイミングで助産師による訪問・面談を実施します。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	生後2か月までの乳児がいる家庭に助産師・保健師が訪問して、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	保健福祉課
産前産後ケア	助産院による妊婦相談、産後相談、乳房ケア、産後デイサービスを実施します。	保健福祉課
妊婦一般健康診査	妊産婦の負担軽減のため、妊婦健康診査にかかる費用を助成（最大14回分）します。医療機関に委託して実施する健診であるため、サポートが必要な妊婦に関しては、医療機関と連携を密にしながら支援していきます。	保健福祉課
妊産婦通院補助金	妊産婦の負担軽減のため、妊婦健診、出産、産後健診のための通院にかかる交通費に対し、補助金を交付します。（最大17回分）	保健福祉課
「こころカンパニー」 認定制度の推進	島根県は子育て中の従業員を積極的に応援する企業を、しまね子育て応援企業「こころカンパニー」に認定しています。本町においても仕事と子育ての両立が図られる職場環境づくりのため、「こころカンパニー」認定制度を推進します。	保健福祉課

② 不妊への支援

不妊に悩む方のために、本町や県の助成事業のPRに努め、治療が速やかに行えるよう支援します。また不育症についての理解を深め、不妊専門相談センターであるしまね妊娠・出産相談センターの周知や不育治療助成制度に関する周知を図り、治療が必要な方への支援に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
しまね妊娠・出産相談センターの周知	不妊専門相談センターであるしまね妊娠・出産相談センターの周知を図ります。	保健福祉課
不妊症治療費助成制度	不妊症治療にかかる費用を助成します。 （1 治療期間につき9万円を上限に、3期まで助成）	保健福祉課
不育症治療費助成制度	不育症治療にかかる費用を助成します。 （1 治療期間につき30万円を上限に、3期まで助成）	保健福祉課

③ 早産児・低出生体重児の減少

早産児・低出生体重児は、出生後すぐに呼吸障がい、低血糖、感染症など、命にかかわるリスクが高く、成長後に発達障がい、学習障がい、慢性疾病（高血圧、糖尿病など）の長期的なリスクも高いとされています。赤ちゃんの生存率の向上と、成長後の健康を守るため、早産児・低出生体重児の減少に向けて次の事業に取り組みます。

※早産児は妊娠 37 週未満で生まれた赤ちゃんを指します。

※低出生体重児は出生時の体重が 2,500g未満の赤ちゃんを指します。

事業名	事業概要	担当課
妊婦訪問・面談	全ての妊婦を対象に、妊娠中期及び後期に面談または訪問し、妊娠中の過ごし方について保健指導を実施します。	保健福祉課
健康や性に関する教育	自らの健康や妊娠できる力を守る行動ができるよう保育所、小学校、中学校、高校、保護者（PTA等）と連携して、健康や性に関する教育講座を実施します。また発達段階に応じた健康や性に関する教育環境を整えます。	保健福祉課 教育委員会

④ こどもの心の発達と育児不安への支援

親や保育者との関わりがこどもの心の発達に大きな影響を与えます。幼児期から小学校低学年にかけて十分な愛情や安心感を得ることで、こどもは自己肯定感や対人関係の基盤を築きます。またこどもの育て方や成長に関する親の育児不安は、こどもの心の発達において、こどもの感情の安定や自己表現に影響を与えます。こどもは親の感情や態度を敏感に感じ取り、不安定な情緒や不安感を抱えることとなります。親が育児に関して不安を感じることは自然なことで、不安を抱えた際に一人で悩まず周囲の力を借りながら、安心して子育てができるよう育児不安を軽減させるため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
妊婦・乳幼児健康相談	こどもの発育の確認と育児不安の解消の場として助産師または保健師による妊婦・乳幼児健康相談を実施します。(2回/月)	保健福祉課
利用者支援事業 (吉賀町こども家庭センター)	吉賀町こども家庭センターにおいて、妊娠中の過ごし方や産前・産後の相談、ケア対応、助産師による母乳相談を実施します。子育てに不安や困難さを抱えたまま孤立させないため、気軽に相談できる場所や支援について周知を図ります。	保健福祉課

施策3 結婚・子育ての希望を叶えるための支援

① こどもを生み育てることの喜びを学ぶ次世代の親の育成

こどもを生み育てることは、命の尊さを知り、家族の絆を深める機会となります。またこどもへの愛情を注ぐことで、無償の愛の喜びを実感し、他者を思いやる心を育むことにつながります。こうしたことからこどもを生み育てる喜びを学ぶ次世代の育成について次のとおり事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン)	中学生による乳幼児とのふれあい体験の受け入れを行います。また、吉賀高校生のアントレプレナーシップについても協力し取り組みます。	保健福祉課
健康や性に関する教育	性感染症や人工妊娠中絶、望まない妊娠を避けるため、また自らの健康や妊娠できる力を守る行動ができるよう保育所、小学校、中学校、高校、保護者（PTA等）と連携をとり、健康や性に関する教育講座を実施します。発達段階に応じた健康や性に関する教育環境を整えます。	保健福祉課 教育委員会

② 結婚・新生活に向けた経済的支援

本町で結婚し、新生活をスタートさせようとする世帯を応援するため次のとおり事業に取り組めます。

事業名	事業概要	担当課
結婚新生活支援事業	結婚し、新生活を営む世帯に対して住居費及び引越費用の助成を行います。また更なる事業の周知を図ります。（一世帯上限30万円、29歳以下夫婦上限60万円）	保健福祉課

施策4 こども・若者の健康づくりの推進

① 食育の推進

本町では食生活改善推進協議会を中心に、食育活動が盛んに行われています。食と農のつながりを大切にした健康づくりと豊かな人間形成をめざしながら、健全な食生活を自律的に営むことができる力を育成するため、食生活改善推進協議会と連携し次の取り組みにより、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課
食育フェア・講演会の開催	食に関連する機関と連携して食に関する講演会を実施し、食の啓発を行います。	保健福祉課
伝承料理の継承	地域や学校、保育所で伝承料理教室を開催します。郷土料理や行事食、地域の産物を生かした料理をつくる体験を通じて人々が築き継承してきた様々な文化を理解し、作る力を養います。	保健福祉課
親子料理教室	食生活改善推進協議会と連携し、親子の料理教室を開催します。親子が共に調理体験をすることで食事の大切さを学び、併せて親子のコミュニケーションの場を提供します。	保健福祉課

② 小児の健康管理と医療体制の推進

小児の健康管理と医療体制は、こどもたちの成長と発達を支え、将来の健康的な社会を築くための基盤となります。福祉、医療が連携し次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
乳幼児健診	成長・発達の確認、疾病の早期発見のために、3～5か月児、9～11か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に乳幼児健診を実施します。発達面で経過観察が必要な児については、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	保健福祉課
乳児一般健康診査	乳児期（前期と後期の2回分）の健康診査を医療機関に委託し実施します。乳児期の成長・発達の確認、疾病の早期発見を目的に行われる健診であるため、受診率向上に向けて周知を図ります。	保健福祉課
有機米による完全給食の実施	平成10年より町内小・中学校の給食については全量有機米で提供しています。町内保育所の給食についても令和7年度より保育所が有機米により提供した主食費について「保育所等主食費補助金」を全額交付することにより、町内保育所における主食費無償化を行い、3歳以上児～中学校における有機米による完全給食を実現します。給食の主食を有機米により提供することで、こどもの健康を守り、安心・安全な食事を通じてこどもたちの豊かな心と体を育む環境づくりを行います、	保健福祉課 教育委員会
よしか病院での小児科診療	よしか病院では、令和6年11月より小児科が開設されました。これにより、毎週木曜日と毎月第4火曜日に小児科診療が行われています。引き続き、よしか病院との連携による小児診療体制の確保及び周知に取り組みます。	医療対策課 保健福祉課
よしか健康ダイヤル 24	吉賀町民専用フリーダイヤルで24時間365日医療や健康、育児、メンタルケア等に関する様々な相談をすることができます。保護者・若者への周知を図ります。	医療対策課 保健福祉課
こども医療でんわ相談	こども医療でんわ相談「＃8000」の普及・啓発を図ります。	保健福祉課
病後児保育	病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以後の回復期にあるこどもを一時的に預かる事業です。病後児保育を必要とする方が事業を適切に利用できるよう、保育所や小学校と連携して保護者への事業の周知を図ります。	保健福祉課

③ 思春期の健康と性

思春期のこどもの成長を支えるため、健康と性の正しい知識の習得、安心して相談できる体制の確保について次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
健康や性に関する教育	性感染症や人工妊娠中絶、望まない妊娠を避けるため、また自らの健康や妊娠できる力を守る行動ができるよう保育所、小学校、中学生、高校、保護者（PTA 等）と連携して、健康や性に関する教育講座を実施します。発達段階に応じた健康や性に関する教育環境を整えます。	保健福祉課 教育委員会
いのちの楽習	吉賀町保育連絡協議会と連携し、町内保育所の年長児を対象に自分を大事すること、相手を大事にすることや、誕生日に思いをよせ、いのちの尊さを実感できる出前講座を開催します。	保健福祉課
利用者支援事業 （吉賀町こども家庭センター）	こども家庭センターにおいて思春期の性に関する問題等気軽に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。	保健福祉課
デート DV 予防教育・普及啓発	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づきデートDV被害の啓発普及、相談窓口の明確化を進めストーカー行為や暴力等の深刻化を防ぎます。	保健福祉課
メディアの学習	スマートフォンやタブレット等、メディアの正しい使い方や、メディアとの接触による健康への影響について、こどもや保護者の理解を深めるため、保育所、学校、家庭・地域などと連携し、「早寝早起き朝ごはん」、「よしかっ子7ヶ条」の取り組みの推進と合わせた啓発と実践を行います。	保健福祉課 教育委員会

④ 思春期の心

思春期は身体的な対人関係の変化に伴い、心の状態が大きく揺れ動く時期です。こどもが抱える不安やストレスに早期に気づき、適切にサポートする心の支援について、次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
自死予防の取り組み	自死予防に向けて児童・生徒を支援するスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を各校に配置し、こどもたちを見守り支援する体制を推進します。こどもの心の問題に寄り添い、学校、地域、医療機関及び行政等の関係機関が連携して、早期発見・早期対応に取り組みます。	保健福祉課 教育委員会
いのちの楽習	吉賀町保育連絡協議会と連携し、町内保育所の年長児を対象に自分を大事すること、相手を大事にすることや、誕生日に思いをよせいのちの尊さを実感できる出前講座を開催します。	保健福祉課
デートDV 予防教育	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、デートDV・性被害予防等の予防教育を進めます。	保健福祉課
利用者支援事業 （吉賀町こども家庭センター）	ヤングケアラーの早期発見に努め、寄り添いながら支援する体制を整えます。またヤングケアラーの相談窓口の周知を図ります。	保健福祉課

⑤ スポーツによる健康

スポーツをすることにより、心身ともに健全な発達や健康増進をめざします。また、スポーツを通して人間らしさが育まれるとともに人との絆が生まれる等のスポーツの価値を高め、生涯にわたってスポーツを好きでいられる環境をつくるため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
スポーツに触れる機会の拡充	引き続き各種団体への支援を行います。 夢花マラソン、駅伝大会への参加を促進します。 スポーツ推進委員による普及活動を行います。	教育委員会
体育協会補助金	住民のスポーツ活動の振興を図るため、体育協会に補助金を交付し、スポーツを通じた健康増進につなげます。	教育委員会

基本目標2 子育て・子育て・教育にかかる支援の充実

施策1 こども・若者の居場所づくり

① こども・若者の居場所づくり

居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていて行われるものであるため、こどもが「居場所とを感じる」とことと「居場所づくり」に隔たりが生じないよう、こども・若者の声を聴きながら、こどもの健やかな育ちを支援する必要があります。

「豊かな学びや体験による豊かな人との関わりを通じていつの日かふるさと吉賀町を支える人材（財）の育成」を目的としたサクラマスプロジェクトの基本理念に基づき、「安心・安全な場」、「適切な遊び・生活の場」、「体験・出会いの場」等の居場所づくりについて、次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
びよびよ広場の整備	県の財源（保育料軽減事業）を活用し、法人4保育所全てで園庭の整備・維持・修繕を行います。また、事業の周知・広報を行い、利用者のニーズに合った活用の促進を図ります。	保健福祉課
正国公園の整備	こどもが安全に利用できるよう、引き続き定期的な点検・修繕を実施します。	企画課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 安全安心に活動できる施設の確保に向けて検討を行っていきます。また、豊かな放課後づくりを進めるため、公民館や学校、地域との連携を強化し、よりよい放課後活動実施のための支援強化を行います。	保健福祉課
放課後サクラマス教室	スポーツやものづくり、自然体験など、小学生の多様な体験と出会いの場として全ての地区で放課後サクラマス教室を実施しています。活動の質の向上や住民の参画を増やしていくことでこどもの育ちを支え、豊かな放課後づくりを進めることができるよう公民館や学校、地域との連携を強化し、よりよい放課後活動実施のための支援強化を行います。	教育委員会
心のかけはし支援事業	学校に行きづらい児童・生徒に学校外の居場所をつくれます。スポーツ・調理活動・遊びなどの楽しい活動や、静かに過ごすなどこどもたちが安心して過ごせる場所を提供します。 また相談員が必要に応じて家庭訪問や保護者・教育関係者との相談を行います。	教育委員会
利用者支援事業（吉賀町こども家庭センター）	こどもが悩み等気軽に相談できる場所の一つとなるよう吉賀町こども家庭センターの周知を図ります。	保健福祉課

事業名	事業概要	担当課
SNS 相談窓口の周知	こどもの意見聴取においてネット等のオンラインが相談先の一つになってきていることを踏まえ、居場所の一つとして文部科学省の紹介するSNS相談窓口の周知を図ります。	保健福祉課
オンラインの居場所への取り組み	こどもの意見聴取においてネット等のオンラインが相談先・居場所の一つになってきている傾向にあることを踏まえ、第三者から見て望ましくないと評価する場所を本人が居場所としている場合に、そのこども・若者が置かれている状況や思いに耳を傾け、本人が居場所と感じられるような「つなぐ」取り組みの実施について検討します。	保健福祉課
こども・若者の居場所づくり事業	ニーズ調査・こどもの意見聴取の意見を受け、既存の地域資源の活用や、オンラインのこども・若者の居場所、こどもの遊び場の確保を含め、こども・若者一人ひとりが自分に合った居場所を見つけることができるよう、地域の中で多様な居場所づくりを行うため、「こどもの居場所づくり検討会議」を立ち上げ、協議を行います。	保健福祉課 教育委員会 企画課 産業課

施策2 子育てしやすい就労環境づくり

① 家庭生活と仕事の両立支援

子育てをする保護者の家庭生活と仕事の両立が図られるよう、次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
「こっころカンパニー」認定制度の推進	島根県が、仕事と子育ての両立が図られる職場環境づくりを推進するため、子育て中の従業員を積極的に応援する企業を、しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」に認定しています。本町においても「こっころカンパニー」認定制度を推進します。	保健福祉課
子育て世帯訪問支援事業	支援が必要な子育て家庭等に対して訪問支援員を派遣し、適切な養育が行われるように支援します。今後必要な世帯に支援が行き届くよう周知を図ります。	保健福祉課

施策3 豊かな自然を活用した子育ての支援

① 木育の推進

木のもつぬくもりは、こどもに安心感を与え、手触り・香り等により感覚の発達を促し、森林や林業についての学習は環境への意識やふるさとへの愛着など豊かな心を育みます。豊かな森林資源を活用した木育について次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
森林・林業学習	町内小中高校生への森林・林業学習を行い、森林がもたらす生物多様性機能、保水機能、木材資源としての生産性機能など様々な機能があることの理解や、森林を適切に管理し木を育て使っていくことの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。	産業課
高津川流域産木材を活用した木の遊具や木のおもちゃ等の木育環境の整備	高津川流域産木材を活用した木の遊具やおもちゃの製作・普及や、こどもが木のおもちゃと触れ合える場所等の木育環境の整備について、こどもの居場所づくりと併せて関係機関と協議を行います。	産業課 保健福祉課

施策4 学校教育との連携

① 幼児教育と小学校教育の連携

幼児教育から小学校へのスムーズな接続を支援するため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
幼保小の架け橋プログラム	義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な「架け橋期」としています。「幼保小の架け橋プログラム」はこどもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育めるようにすることをめざすものです。幼少期の学びを活かし、小学校での学習へとつなぐカリキュラムの開発・実践・評価について保育所、小学校と連携し協議を行います。	教育委員会 保健福祉課

② 地域に開かれた学校づくりの推進

こどもたちの学びや成長を地域ぐるみで支えるため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
コミュニティスクール (学校運営協議会制度)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティスクール(学校運営協議会制度)を段階的に全校に導入し、学校と地域が共に学校運営に取り組む仕組みと体制を整備します。令和7年度については六日市小学校に導入することとし、各種準備を進めます。	教育委員会

③ 地域における青少年健全育成活動の支援

地域における青少年健全育成活動の支援として次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
クマ除け鈴の配布	青少年健全育成推進協議会の取り組みとして、安全な登下校環境づくりのため、町内の小学1年生へクマ除け鈴の配布を行います。	教育委員会

④ 読書習慣の定着化

こどもの言語能力や想像力、学力の育成のため、次の事業の取り組みにより読書習慣の定着化を図ります。

事業名	事業概要	担当課
学校司書の配置	町内の小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の活用を推進します。こどもが本に親しむ機会を増やし、家庭で読書をする習慣の定着化を図ります。	教育委員会
バースデー・ブックプレゼント事業	親子の心のつながりを深め、本に親しむきっかけづくりを目的に、満1歳、満3歳及び満5歳になるこどもに絵本をプレゼントします。	保健福祉課

⑤ 職業体験の充実

こどもたちの将来の夢の実現を応援するため、職業体験の機会の充実について次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
アルバイト情報発信体制の構築	町公式 LINE を活用した町内アルバイト情報発信体制を検討します。	企画課
職業体験の充実	学校での職場体験学習に加え、吉賀町社会福祉協議会や町内保育所等と連携し、介護や保育等の福祉分野におけるこどもの職業体験の機会の充実を図ります。また他分野での職業体験の充実についても関係機関と連携し検討します。	保健福祉課 教育委員会

施策5 こどもの安全確保

① こどもの安全を確保する取り組み

こどもたちの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
通学路の安全確保	学校やPTA、教育委員会、警察等で構成される「吉賀町通学路安全推進会議」において、危険箇所の抽出、通学路の合同点検、対策の検討、対策の実施、効果の把握、対策の改善・充実のPDCAサイクルによる取り組みを実施します。	教育委員会
こどもの交通安全運動の推進	小中学校では毎年1回、参加型の交通安全教室を実施しています。交通安全誘導員を中心に、登校時の交通の見守りを引き続き行い、交通安全の指導を行います。	総務課
チャイルドシート・ジュニアシート貸出事業	チャイルドシート等の着用推進を図るため、吉賀町ジュニアシート貸与事業により、町内に居住する4歳以上の幼児の保護者に対してジュニアシートの無料貸与を行います。また本町と鹿足郡交通安全協会が連携し、チャイルドシートやジュニアシートの貸出事業の周知を図ります。	総務課
こどもを犯罪等から守る取り組み	鹿足郡防犯連合会に所属し、歳末特別警戒、危険箇所の調査、防犯カメラの点検・新規設置場所の検討を行います。またこどもたちがネット犯罪を含めた諸々の犯罪に遭わないよう、日ごろから地域や保護者、警察等と連携します。また、情報モラルや情報リテラシー教育の充実を図ります。	総務課
非行の防止	西部少年サポートセンター（令和7年4月より「浜田少年サポートセンター」に名称変更）と連携し、放課後児童クラブの利用児童を対象に非行防止教室を開催します。	保健福祉課
クマ除け鈴の配布	青少年健全育成推進協議会の取り組みとして、安全な登下校環境づくりのため、町内の小学1年生へクマ除け鈴の配布を行います。	教育委員会

基本目標3 支援が必要な子ども・若者への支援

施策1 虐待の防止、早期発見

① こどもの虐待予防対策と育児環境の整備

こどもの虐待を防ぎ、全てのこどもが安心して成長できる社会をめざして次の事業に取り組めます。

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業 (吉賀町こども家庭センター)	こども・子育ての相談窓口として吉賀町こども家庭センターにおいて相談支援を行います。いつでも相談できるよう場所や支援について周知を図ります。	保健福祉課
妊婦訪問・面談	こどもに対する危険な行為をなくするため、妊婦訪問・面談時に揺さぶられ症候群など必要な情報の周知を図ります。	保健福祉課
子育て世帯訪問支援事業	保護者の育児負担を軽減するため、充実した相談や訪問支援員の派遣等のサポートを行い、健やかな育児生活を応援します。	保健福祉課
虐待防止・女性のための相談等	配偶者からの暴力の相談窓口と協働し、全面的なDV防止策を実施します。	保健福祉課
虐待防止のためのネットワークの強化	多職種の代表が参加する要保護児童対策地域協議会を開催して、本町の抱える課題や現状について情報共有します。	保健福祉課
要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し支援者の資質向上に努め、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	保健福祉課

施策2 こどもの貧困対策

① 教育の支援

学校を地域に開かれたプラットホームと位置づけるとともに、教育費等の負担を軽減するため、次の事業に取り組めます。

事業名	事業概要	担当課
吉賀町準要保護児童生徒援助	吉賀町準要保護児童生徒に、学用品費等を援助します。	教育委員会
高等学校等就学支援金の周知	国の実施する授業料支援の取り組みである高等学校等就学支援金について支援が必要な世帯への周知を図ります。	保健福祉課
高校生等奨学給付金の周知	教科書費・教材費の支援の取り組みである高校生等奨学給付金について支援が必要な世帯への周知を図ります。	保健福祉課

② 生活の安定に資するための支援

社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠期から相談支援を充実させ、親子が安心して暮らせるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業 (吉賀町こども家庭センター)	こどもの貧困の窓口として吉賀町こども家庭センターにおいて相談支援を行います。また相談内容に応じて各種専門相談機関等につなぎます。いつでも相談できるよう場所や支援について周知を図ります。	保健福祉課
困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性の相談窓口と連携し、協働します。	保健福祉課
子育て世帯訪問支援事業	支援が必要な子育て家庭等に対して訪問支援員を派遣し、適切な養育が行われるように支援します。必要な世帯に支援が行き届くよう周知を図ります。	保健福祉課

③ 保護者の就労の支援

経済的に安定し、仕事と育児を安心して両立できる環境づくりを進めるため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
ひとり親への就労支援	吉賀町こども家庭センターが相談窓口となり、ハローワークや吉賀町無料職業紹介所と連携してひとり親の就労支援に取り組みます。	企画課 保健福祉課
若者、女性の活躍と所得向上の取り組み	若者や女性の活躍、所得の向上に向けて吉賀町無料職業紹介所と連携し就労支援に取り組みます。	企画課 保健福祉課

④ 経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

事業名	事業概要	担当課
妊婦一般健康診査費用助成	妊婦健康診査にかかる費用を最大14回分助成します。	保健福祉課
乳児一般健康診査費用助成	医療機関で行う乳児期（前期と後期の2回分）の健康診査の費用を助成します。	保健福祉課
妊産婦通院補助金	妊産婦の負担軽減のため、妊婦健診、出産、産後健診のための通院にかかる交通費に対し、補助金を交付します。（最大17回分）	保健福祉課
児童手当	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもをいう。）を養育している方へ児童手当を支給します。	保健福祉課
児童扶養手当	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。（障がい児の場合は20歳未満））を監護しているひとり親等に対し児童扶養手当を支給します。	保健福祉課
子育て応援パスポート『こころ』	妊娠中の方、または18歳までのこどもがいる家庭にこころカードを交付します。こころ協賛店でパスポートを提示すると、子育て支援サービスを受けることができます。	保健福祉課
子ども等医療費の助成	乳幼児から18歳までの就学児のこどもにかかる医療費の自己負担部分について全額を助成します。（平成26年度より実施）	保健福祉課
保育所副食費の無償化（保育所等副食費補助金）	3歳以上児の副食費について保育所へ補助金を交付し副食費の無償化を行います。（令和元年度より実施）	保健福祉課
保育所主食費無償化（保育所等主食費補助金）	令和7年度より町内の保育所に対し3歳以上児へ有機米により提供した主食費の全額を補助し、町内保育所の主食費無償化を行います。	保健福祉課
保育料無償化	保育料の無償化を行います。（平成27年度より実施）	保健福祉課
一時預かり保育利用料無償化	保護者の冠婚葬祭、通院や入院、仕事、学習、免許・資格取得、育児に伴う心的肉体的負担を解消したい時等に利用できる一時預かり保育について、利用料の無償化を行います。月12日以内で小学生に上がるまで利用可能です。（平成27年度より実施）無償化の実施の判断については令和8年度から始まるこども誰でも通園制度の制度設計とともに随時検討を行います。	保健福祉課
延長保育利用料無償化	通常の保育時間を超えてこどもを預かる延長保育について、利用料の無償化を行います。（平成27年度より実施）	保健福祉課
育児用品レンタル補助金	令和7年度より乳児の保護者を対象に、育児用品のレンタル費用について子ども1人につき4万円を上限に補助金を交付します。	保健福祉課

事業名	事業概要	担当課
放課後児童クラブ利用料無償化	放課後児童クラブ利用料の無償化を行います。（平成27年度より実施）	保健福祉課
小・中学校の給食費無償化	小・中学校の給食費の無償化を行います。（平成27年度より実施）	教育委員会
吉賀町新入学お祝い事業	小中学校に就学する第 1 学年の児童生徒を持つ保護者を対象に、こどもたちの新入学に際し、その制服・体操服の購入費を助成します。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費支給事業	小学校・中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者を対象に特別支援学級への就学のために必要な奨励費を支給します。	教育委員会
吉賀町準要保護児童生徒援助	吉賀町準要保護児童生徒に、学用品費等を援助します。	教育委員会
高等学校等就学支援金の周知	国の実施する授業料支援の取り組みである高等学校等就学支援金について支援が必要な世帯への周知を図ります。	保健福祉課
高校生等奨学給付金の周知	教科書費・教材費の支援の取り組みである高校生等奨学給付金について支援が必要な世帯への周知を図ります。	保健福祉課

施策3 様々な問題を抱えるこども・若者への支援

① こども・若者の切れ目ない相談支援

こども・若者が安心して成長し、社会で自立するため切れ目ない相談支援が必要です。年齢や状況が変わっても、適切な期間つながり続けられるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業 (吉賀町こども家庭センター)	こども家庭センターにおいてこども・若者の切れ目ない相談支援を行います。	保健福祉課

② 未熟児や医療的ケアを必要とする児への支援

未熟児や医療的ケアを必要とする児の健やかな成長をサポートするため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
在宅療養ファイル・サポートブックの活用	在宅療養ファイル・サポートブック（ライフステージに応じた支援が受けられるよう、本人、家族、支援者が情報共有するために必要な乳幼児期から成人期までの支援ファイル）を活用し、保護者と関係機関がつながって切れ目ない支援体制を構築します。	保健福祉課 教育委員会
保育所等における医療的ケア児受入体制の整備	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、国のガイドラインに基づき、町のガイドライン作成について関係機関と協議を行います。	保健福祉課

③ 発達障がい等、特別な支援を必要とするこどもの早期発見と支援

発達障がい等特別な支援を必要とするこどもを早期に発見し支援につなげるため次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
きらきら広場	未就学児を対象とし、親子のふれあい遊び、子育て相談を実施します。	保健福祉課
にこにこ教室	未就学児を対象とし、療育の専門スタッフによるミニ療育、子育て相談を実施します。	保健福祉課
発達クリニック	乳幼児期のこどもの言葉、行動、運動の発達などについて専門医による健診と相談を実施します。	保健福祉課
放課後児童クラブの充実	就労などにより昼間、保護者のいない障がいのある児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを実施します。支援員が障がい児へ適切な対応ができるよう、研修会等実施し、支援員の資質の向上を図ります。	保健福祉課
児童発達支援	障がいのあるこどもを対象とした、個別プログラムの実施、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。（未就学児）	保健福祉課
放課後等デイサービス	就学児の障がいのあるこどもを対象とした、個別プログラムの実施、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。	保健福祉課

④ 豊かな心を育成する教育相談体制の整備

こどもたちが心の悩みを気軽に相談でき、学校に行きづらい児童・生徒が学校外で安心して過ごせるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
スクールソーシャルワーカー事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の巡回や、学校派遣により次の取り組みを実施します。 ①課題（いじめ、不登校、貧困、虐待など）を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制構築、支援 ④保護者、教員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教員等への研修活動等	教育委員会
心のかけはし支援事業	学校に行きづらい児童・生徒に学校外の居場所をつくります。スポーツ・調理活動・遊びなどの楽しい活動や、静かに過ごすなどこどもたちが安心して過ごせる場所を提供します。 また相談員が必要に応じて家庭訪問や保護者・教育関係者との相談を行います。	教育委員会

⑤ 障がいのあるこどもの就学体制の充実

本人の特性に応じた支援が受けられるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
就学支援の充実	児童・生徒や保護者の意向、障がいの状況を踏まえ、適切な就学相談や就学支援の充実を図るため、教育支援委員会の充実を推進します。また障がいのあるこどもたちの実態を的確に把握し、一人ひとりの持つ可能性、能力、特性などに応じて教育が受けられるよう教育支援体制の充実を推進します。	教育委員会
特別支援教育の推進	個別の教育支援計画に基づき、障がいのある児童生徒の成長段階において、一人ひとりのニーズに対応した支援を推進します。	教育委員会 保健福祉課
交流及び共同学習の推進	障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒や地域の人々との交流活動を通じて豊かな人間形成を図ります。	教育委員会
特別支援教育支援員の配置	町内の小・中学校において支援が必要な児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートを行うため、特別支援教育支援員を必要な学校に必要なに応じた人数を配置します。	教育委員会
看護師資格支援員の配置	医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じ看護師資格のある支援員を配置します。	教育委員会
支援ファイル（サポートブック）の作成及び推進	ライフステージに応じた支援が受けられるよう、乳幼児期から成人期までの支援ファイルを作成し、支援を充実していきます。	保健福祉課 教育委員会
こどもの特性の理解に対する保護者へのサポートの充実	こどもの特性の理解に対する保護者へのサポートの充実を検討する必要があります。	保健福祉課 教育委員会

基本目標4 こどもまんなか社会の実現に向けた意識醸成

施策1 こども・若者の意見反映の基盤づくり

① こどもまんなか社会実現に向けた意識醸成

こどもまんなか社会の実現には、こども・若者の多様性を尊重し、応援する社会機運を醸成するため、町民への意識啓発が必要です。こども・若者の意見を政策などに反映できるよう次の事業に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
こどもの権利に関する周知啓発	こども・若者の権利についてホームページの掲載やチラシの配布など、様々な機会を通じて周知を図ります。	保健福祉課
こどもの意見聴取結果の深堀り	こどもの意見聴取の結果について、こどもや関係機関と深堀りを行い、こどもの意見の政策への反映について考えます。	保健福祉課 教育委員会

第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1 新制度における保育の必要性について

(1) 認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前こども（教育標準時間認定）	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前こども（保育認定）	保育所・認定こども園
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前こども（保育認定）	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 認定基準

3つの基準に基づき、保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受けるこども）を行います。

①就労	フルタイムの他、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
②就労以外の事由	保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本町が定める事由。 <月単位の保育の必要量に関する区分> ・保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当） ・保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（現行の8時間の開所時間に相当）、なお、労働時間の下限時間を48時間/月と設定
③優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

2 こどもの人口推計結果

令和7年度から令和11年度までの本町のこども数の見込みは、下記の通りです。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	28	28	26	25	25
1歳	26	29	29	28	26
2歳	35	25	28	28	26
3歳	32	34	25	28	27
4歳	34	31	34	24	28
5歳	43	35	32	34	25
6歳	27	41	34	31	33
7歳	46	27	40	33	30
8歳	27	45	26	40	33
9歳	41	27	45	26	40
10歳	42	41	27	45	26
11歳	33	42	41	27	45
合計	414	405	387	369	364

3 幼児期の教育・保育提供区域の設定

市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「事業量の見込み（以下、「量の見込み」）」を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下、「確保方策」という。）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）」を定める必要があります。

本町では、第2期計画に引き続き、現在、就労等の事情により、小学校区を越えて保育を利用することが一般化している実態等を総合的に勘案し、「教育・保育給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の全てについて、提供区域を1区域に設定します。

4 子ども・子育て支援給付

(1) 幼児期の教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園等）

<確保方策の考え方>

本町には私立の4つの保育所があります。ニーズ調査から幼稚園及び認定こども園のニーズ量は少数であり、各保育所が認定こども園へ移行する要因にはならないと判断しました。

また、保育の必要性がない3歳以上の1号認定の児童については、本町には幼稚園・認定こども園による幼児教育サービスがないことから、特例で保育所の利用が可能なため、支障はないと判断しています。

通常保育では、保護者の就労状況や地域社会の変化に伴い、今後も0歳児からのニーズも見込まれ、保育の「量」と「質」の確保に努めます。

【単位：実利用人数/年】

年度	令和7年度					令和8年度				
認定区分	3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	18	25	34	104	1	18	27	24	95	1
②確保量	17	29	39	105	1	17	29	39	105	1
②-①	-1	4	5	1	0	-1	2	15	10	0

年度	令和9年度					令和10年度				
認定区分	3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	17	27	27	87	1	16	26	27	82	1
②確保量	17	29	39	105	1	17	29	39	105	1
②-①	0	2	12	18	0	1	3	12	23	0

年度	令和11年度				
認定区分	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	16	25	25	76	1
②確保量	17	29	39	105	1
②-①	1	4	14	29	0

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター）

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」の3類型があります。基本型の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点等において、「利用者支援」と「地域連携」をともに行う事業です。特定型の利用者支援事業は、主に町の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う事業です。

<確保方策の考え方>

令和6年度より、基本型及び母子保健型で運営していたものを統合し、こども家庭センター型として実施しています。今後も継続して実施していきます。

【単位：施設数】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【基本型】	量の見込み	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	確保方策	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
【特定型】	量の見込み	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	確保方策	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
【こども家庭センター型】	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

誰もが利用しやすい拠点となるよう出張開催等に取り組みます。

【単位：①延べ利用回数／年 ②施設数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	497人回	457人回	437人回	419人回	394人回
②確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

妊婦健診を受診しやすい体制を整えながら、継続して実施していきます。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	336回	336回	312回	300回	300回
②確保方策	336回	336回	312回	300回	300回
②－①	0回	0回	0回	0回	0回

(4) 産後ケア事業

家事、育児について家族の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする産婦及びその乳児（生後1年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。

<確保方策の考え方>

現在、きくつぎ助産院へ委託し、実施しています。内容の充実を図りながら継続して実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84日	84日	78日	75日	75日
②確保方策	84日	84日	78日	75日	75日
②－①	0日	0日	0日	0日	0日

(5) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

妊娠届出時の面談、妊娠 20 週頃の面談、34 週頃の面談、出産後初回訪問時の面談を行い、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を実施していきます。

【単位：面談実施回数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	120 回	120 回	112 回	100 回	100 回
② 確保方策	120 回	120 回	112 回	100 回	100 回
②－①	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<確保方策の考え方>

生後 2 か月までに、乳児がいる全ての家庭について、助産師・保健師による訪問を実施していきます。内容の充実を図りながら継続して実施していきます。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28 人	28 人	26 人	25 人	25 人
②確保方策	28 人	28 人	26 人	25 人	25 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象として、家庭訪問、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

令和7年度より新規事業として実施します。必要な世帯に支援が行き届くよう周知を図ります。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
② 確保方策	15人	15人	15人	15人	15人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ））です。

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、ニーズ調査の結果を受け、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(10) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(11) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(12) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、ニーズ調査の結果を受け、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(13) 一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたいときなどに、主として昼間において、幼稚園・保育園（所）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園在園児型

<確保方策の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

② 一般型

<確保方策の考え方>

私立保育所 4 か所で一時預かりを実施しています。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	526 人日	465 人日	430 人日	401 人日	367 人日
②確保方策	526 人日	465 人日	430 人日	401 人日	367 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(14) 延長保育事業

2号・3号認定を受けたこどもについて、通常の利用時間帯以外において、保育園（所）等で保育を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

平成27年4月以降、全ての保育所の開所時間が7時30分から18時30分の11時間開所となっています。

11時間を超える保育ニーズに対する実施については、各保育所の状況をみながら、継続して協議を行っていきます。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9人	9人	9人	8人	8人
②確保方策	9人	9人	9人	8人	8人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(15) 病児・病後児保育事業

病児について、医療機関等に付設された専用スペース又は病児・病後児保育のための専用施設において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

現在実施中の七光保育所、六日市保育所、双葉保育所の3か所の施設で病後児保育を実施していきます。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18人日	16人日	16人日	15人日	14人日
②確保方策	18人日	16人日	16人日	15人日	14人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園（所）に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

令和8年度からの事業実施に向けた体制づくりについて協議を行います。

【単位：延べ利用人数／年】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	0人	3人	3人	3人	3人
	②確保方策	0人	3人	3人	3人	3人
	②—①	0人	0人	0人	0人	0人
1歳児	①量の見込み	0人	6人	6人	6人	6人
	②確保方策	0人	6人	6人	6人	6人
	②—①	0人	0人	0人	0人	0人
2歳児	①量の見込み	0人	6人	6人	6人	6人
	②確保方策	0人	6人	6人	6人	6人
	②—①	0人	0人	0人	0人	0人

(17) 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<確保方策の考え方>

現在、7か所で実施しています。引き続き、内容の充実を図りながら実施していきます。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	186人	194人	187人	179人	186人
②確保方策	240人	240人	240人	240人	240人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業です。

<実施の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入するための事業

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

<実施の考え方>

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進及び点検・評価

(1) 庁内連携による施策の推進

庁内の関係部署により構成する庁内検討会議を設置し、事務局が中心となり、連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

(2) 県・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、県や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら施策の推進を図ります。

(3) 地域との連携による施策推進

町民をはじめ、ボランティアや NPO 法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

(4) PDCA サイクルによる評価と進行管理

計画の取り組み状況及び成果の達成状況を「吉賀町次世代育成支援対策地域協議会」において定期的に点検・評価、審議し、PDCA サイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。なお、進捗状況の点検・評価の結果については、本町ホームページ等を通じて公表します。

吉賀町こども計画

発行日：令和7年3月

発 行：吉賀町役場 保健福祉課

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750

電 話：0856-77-1165 F A X：0856-77-1891

編 集：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所